次

目

○宮城県議会定例会の招集

告

示

○農用地利用配分計画の認可 ○県営土地改良事業計画の縦覧 (三件)

報

○保安林の指定の解除(二件) 保安林の指定の解除の予定

公 告

○都市計画事業の事業計画変更の認可

○開発行為に関する工事の完了

選挙管理委員会

○政治団体の届出

宮

○政治団体の届出事項の異動届

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 〇政治団体の解散届 (平成二十五年分)

○政治団体の収支報告書の要旨の公表 (平成二十六年分)

○資金管理団体の届出

告 示

○宮城県告示第百二十一号

平成二十七年二月十七日、 宮城県議会定例会を仙台市に招集する。

平成二十七年二月十日

(1)

宮城県知事 村 井

嘉

浩

規定により次のとおり縦覧に供する

行

宮 城 県 (総務部私学文書課) 宮 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

発

財 農業振興課 政 課

農村振興課

森林整備課

同

都市計画課 三

> 立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日 日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申

の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴

建築宅地課

 \equiv

えを提起することができる。

平成二十七年二月十日

 \equiv

四

四

四

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

縦覧期間

平成二十七年二月十日から平成二十七年三月十一日まで

 \equiv 縦覧場所

石巻市役所

七

石卷市河南総合支所

○宮城県告示第百二十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営川前四地区土地 (農村地域復興再生基盤総合整備事業 (農地整備事業)) 計画を定めたので、同条第五項の

農用地利用配分計画を次のとおり認可した。 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第十八条第一項の規定により、

平成二十七年二月十日

○宮城県告示第百二十二号

宮城県知事 村 井

嘉

浩

農用地利用配分計画の概要

別冊のとおり

認可年月日

平成二十七年二月十日

ページ

○宮城県告示第百二十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により県営石巻中部地区土

地改良事業(農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業)))計画を定め

たので、同条第五項の規定により次のとおり縦覧に供する。 なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の

村 井 嘉

宮城県知事

浩

2

保安林として指定された目的

仙台市若林区井土字須賀三の二(次の図に示す部分に限る。)

3

解除の理由 公衆の保健

河川管理施設用地とするため

<u>=</u>

解除に係る保安林の所在場所

河川管理施設用地とするため

3

解除の理由 飛砂の防備 えを提起することができる。 の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴 立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日 日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申 なお、 この土地改良事業計画について不服があるときは、 同条第六項の規定により縦覧期間満了の

平成二十七年二月十日

宮城県知事

村

井

嘉

浩

縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書の写し

_

縦覧期間

縦覧場所

平成二十七年二月十日から平成二十七年三月十一日まで

公

○宮城県告示第百二十五号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安 東松島市役所

嘉

浩

宮城県知事 村 井

宮

2

保安林として指定された目的

仙台市若林区井土字須賀三の二(次の図に示す部分に限る。)

_ 1

解除に係る保安林の所在場所

城

県

林の指定を解除する。

平成二十七年二月十日

○宮城県告示第百二十七号

解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十七年二月十日

解除予定保安林の所在場所

牡鹿郡女川町御前浜字大石角一の四(国有林)

保安林として指定された目的

解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び仙台市役所に備え置

いて縦覧に供する。

○宮城県告示第百二十六号

森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する。

平成二十七年二月十日

1 解除に係る保安林の所在場所

宮城県知事

村

井

嘉

浩

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前一二三の一(次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

2

干害の防備

解除の理由

3

道路用地とするため

<u>-</u> 解除に係る保安林の所在場所

本吉郡南三陸町戸倉字上沢前一二三の一(次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的

公衆の保健

3 解除の理由 道路用地とするため

「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び南三陸町役場に備え

置いて縦覧に供する。

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を

宮城県知事 村

井

嘉

浩

○宮城県告示第百二十八号 変更を次のとおり認可した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 都市計画事業の事業計画 <u>-</u>

施行者の名称

宮城県知事

村

井

嘉

浩

都市計画事業の種類及び名称

種類

仙南広域都市計画道路事業

事業施行期間 三・三・四百一号 沼辺足立幹線

ら平成二十八年三月三十一日まで」に変更する 「平成十六年二月二十七日から平成二十七年三月三十一日まで」を「平成十六年二月二十七日か

事業地

使用の部分 収用の部分 変更なし

公

告

計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第二項の許可があったものとみなされた次の開発区域 ○東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第百二十二号)第五十条第二項の規定により都市 (工区)に係る開発行為は、その工事を完了した

平成二十七年二月十日

工事を完了した開発区域(工区)に含まれる

本吉郡南三陸町歌津字館浜百二十七番二、 宮城県知事 百三

百三十番一の一部、二百十四番の一部、二百三十 十八番、九十六番一の一部、百二十七番一の一部、

七番の一部、

二百四十番の一部、

二百四十二番の

自由民主党宮城県支部

会計責任者

開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

道の一部、

百二十七番一地先の道の

三陸町

部、

二百四十七番の一部、

百二十六番三地先の

選挙管理委員会

○宮選管告示第十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、 次のとおり政治団

体の届出があった。

平成二十七年二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長

菊

地

光

輝

その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称 氏表 名者 の 氏 名計責任者

会 大久保三代連合後援 大久保三代 矢倉 尚典 仙台市泉区高森四丁目二-一九六 主たる事務所の所在地

十二月二十五日平成二十六年

届出年月日

佐々木奈津江後援会 佐々木奈津江 松本よしお後援会 松本 由男 松本 佐藤 由男 美香 二七号仙台市宮城野区新田一丁目一二番 〇-一〇 平成二十七年 平成二十七年

若生ひろとし後援会 中鉢 義徳 松戸 信博 黒川郡富谷町今泉鶴巻五一番地 平成二十七年

○宮選管告示第十六号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団

平成二十七年二月十日

宮城県選挙管理委員会

委員長

菊

地

光

輝

体の届出事項を異動した旨届出があった。

政党の支部

政治団体の名称 異動事 項

連盟支部自由民主党宮城県看護 所の所在地主たる事務

二-二-八 仙台市宮城野区榴岡

入野田 博 一一○一一○仙台市青葉区上杉一

旧 届出年月日

十二月二十四日 平成二十六年

平成二十七年

第2631号	平成27年	2月10	目	火曜	目	宮	1	城	県	Ü	`	報								(4)
みんなの党仙台市議会第1支部みんなの党仙台市議会第2支部の	部	平成二十七年二月十日	団体が解散した旨届出があった。	政治資金規正法(昭	○宮選管告示第十七号	渡辺勝幸後援会		杜の都市政研究会	る大和の会 村井嘉浩知事を支援す	ス政治連盟 宮城県ビルメンテナン	河原支部宮城県商工政治連盟大	ふるさと宮城22	佐藤英治後援会	加藤けんいちを囲む会	大友喜助後援会	政治団体の名称	二 その他の政治団体	自由民主党金成支部	通信支部自由民主党宮城県電気	連合会
第1支部 体の名 称		十日	があった。	和二十三年法律第百		の 氏 名 渡邊	の 氏 名 鈴木	の代 表 者 古山	の 氏 名 渡辺	の氏 者 三浦	の氏 者 斎藤	の 氏 名 渡邊	の 氏名 百々	の 氏 名 春日	の代表 者 菊池	異動事項	(政党、政党の支部	の 氏 名 阿部	の氏 者 結城	の 氏 名
		宮城		九十四号) 第		寛子	孝将	直史	良雄	信	清一	寛子	郁子	和彦	五郎	新	及び政治資金	喜男	澄雄	
柳橋 邦彦 平成二件表者の氏名		宮城県選挙管理委員会		政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、		小松真知子	佐々木貴広	猪又 和彦	伊藤 正之	鈴木 良夫	八重樫國光	小松真知子	片桐百合子	向谷地敏和	石橋 徹郎	旧	政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体)	小野寺修紀	飯田 啓悦	
平成二十六年十二月三十一日平成二十六年十二月一日	地			より、次のとおり政治		平成二十七年		平成二十七年	平成二十七年	平成二十七年	平成二十七年	平成二十七年	平成二十七年	平成二十七年	平成二十七年	届出年月日		平成二十七年	平成二十七年	一月十五日
の宮選管告示第十九号 野治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定により、の宮選管告示第十九号	均訳	客 附 団体分		2 支出総額	本年収入額	報告年月日 27. 1. 6 (26.11.28解散) 1 収入総額	みんなの党仙台市議会第6支部	************************************	が、日本田子に、大田子に、「中田子田子」と		平戈二十七年二月十日おり公表する。	成二十五年分収支報告書の提出があったので、同法第	─────────────────────────────────────	三田静夫後援会	斎藤正一郎後援会	梅津てるお後援会	政治団体の名称	二 その他の政治団体(政党、政党の支部及び政治資金団体以外の政治団体 みんなの党官集児希づ音	みんなの党参議院宮城県第2支部	みんなの党仙台市議会第6支部
第十七条第一項の規定により、政治団体から平第十七条第一項の規定により、政治団体から平		90,000		0	90,000	90,000		 文日 (半年・15)	Mun (Mun : H)	宫城県選挙管理委員会			第十七条第一頁の規定こより、汝台団本から平	三田 静夫 平成二十六年十二月三十日 庄子 老郎 平成二十六年十二月三十一日	所姓	柏 雄 平成二十六年十二月二日	代表者の氏名 解散年月日	(金団体以外の政治団体) ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	攻 政宗	小野寺淳一 平成二十六年十一月二十八日

(5)	平	成2	7年	2月	10 🗏	1 :	火曜	日			宮		城		県		公		報								第	263	1号	
事務所費	備品・消耗品費	光熱水費	人件費	経常経費	4 支出の内訳	一件十万円未満のもの	事務所敷金回収金	その他の収入	みんなの党 本部	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	団体分	個人分	各附	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 26.12.26 (26.11.28解散)	公職の候補者に係る公職の種類	公職の候補者の氏名 和田 政宗	国会議員関係政治団体の区分 法第十九条の七第一項第一号	みんなの党参議院宮城県第2支部	(政党の支部)	政治団体の収支報告書の要旨(単位:円)		宮城囘	平成二十七年二月十日	おり公表する。	成二十六年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、
4,901,095	2,031,986	448,834	12,571,560	19,953,475		132,015	130,000	262,015	35,000,000	35,000,000	1,000,000	405,161	1,405,161		36,817,432	36,667,176	150,256	36,817,432		参議院議員		5一 号			(単位:円)	委員長 菊 地 光 輝	宮城県選挙管理委員会			-条第一項の規定により、その要旨を次のと
本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 27.1.6 (26.11.28解散)	みんなの党仙台市議会第6支部	事務所費	備品・消耗品費	経常経費	3 支出の内訳	2 支出総額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 27.1.19 (26.12.1解散)	みんなの党仙台市議会第2支部	2 支出総額	1 収入総額	報告年月日 27.1.6 (26.12.31解散)	みんなの党仙台市議会第1支部	株式会社 松居組	(団体分)	中川 廣文	(個人分)	5 舎附の内訳	その他の経費	客附·交付金	調査研究費	宣伝事業費	機関紙誌の発行事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	組織活動費	政治活動費
110,000	90,000	200,000			4,346	4,868	9,214		9,214	9,214	9,214			0	0			1,000,000 仙台市青葉区		405,161 東京都文京区			393,700	12,637,991	172,891	880,380	124,200	1,004,580	2,654,795	16,863,957

第2	631	号	平成	₹274	年2	月10)日	火	曜日		宮		城		県		公		報											(6)
備品·消耗品費	光熱水費	人件費	経常経費	4 支出の内訳	一件十万円未満のもの	その他の収入	みんなの党本部	本部又は支部から供与された交付金に係る収入	みんなの党宮城県総支部大会会費	機関紙誌の発行その他の事業による収入	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 26.12.26 (26.11.28解散)	みんなの党宮城県総支部	日本ステップ工業 株式会社	(団体分)	5 寄附の内訳	宣伝事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	政治活動費	備品・消耗品費	経常経費	4 支出の内訳	団体分	各附	3 本年収入の内訳	2 支出総額
92,999	90,598	3,850,540	4,912,161		459	459	9,740,000	9,740,000	1,770,000	1,770,000		11,194,847	11,510,459	4,670,000	16,180,459			110,000 埼玉県草加市			147,800	147,800	147,800	30,379	30,379		110,000	110,000		178,179
報告年月日 27.1.30 (26.12.31解散)	斎藤正一郎後接会	権津ひろ子	(個人分)	5 客附の内訳	宣伝事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	組織活動費	政治活動費	備品・消耗品費	経常経費	4 支出の内訳	一件十万円未満のもの	その他の収入	個人分	客附	個人の党費・会費	3 本年収入の内訳	2 支出総額	本年収入額	前年繰越額	1 収入総額	報告年月日 27.1.9 (26.12.2解散)	極津てるお後接会	(その他の政治団体)	政治資金パーティー開催事業費	宣伝事業費	機関紙誌の発行その他の事業費	組織活動費	政治活動費	事務所費
		55,600 刈田郡七ヶ宿町			19,008	19,008	263,681	282,689	108,000	108,000		115	115	55,600	55,600	(65人) 74,000		390,689	129,715	261,068	390,783				1,300,565	4,677,181	5,977,746	304,940	6,282,686	878,024